生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、米の価格が高騰している中、生活に困窮している方を支援するため、地域に密着して生活困窮者支援、孤独・孤立対策などの支援活動を行っている民間団体が行う米をはじめとする食材の配布や食事の提供に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象者及び対象期間)

- 第2条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、徳島県内で生活困窮者や孤独・孤立対策への支援活動を行っている民間団体(概ね1年以上かつ概ね1月当たり1回以上の活動実績を有する民間団体に限る。以下「民間団体」という。)で、次の各号のいずれかの活動(食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給の対象者については、第1号に規定する活動に限る。)を実施する者とする。
 - (1) 2kg以上の米を含む食材の配布
 - (2) 米を含む食事の提供
- 2 前項の規定に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金を受けることができない。
 - (1) この補助金によって政治活動、宗教活動、営利活動をする者
 - (2) 県又は県以外から、この補助金と同一目的の助成等(この補助金を除く。)を受けている者 又は受ける見込みのある者
 - (3) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる活動を行う者
 - (4) 県が運営するポータルサイト「徳島県生活支援ネットワーク」に支援団体として登録されて いない者
 - (5) 前4号に掲げる者のほか、この補助金の趣旨や目的に照らして適当でないと知事が判断する 者
- 3 補助対象となる活動期間は、令和7年7月4日から令和7年10月31日まで(以下「前期活動期間」という。)及び令和7年11月1日から令和8年2月28日まで(以下「後期活動期間」という。)とし、各活動期間の末日までに活動を完了しなければならない。

(補助対象経費及び補助率及び補助額の算出方法等)

- 第3条 第1条に規定する経費(以下「対象経費」という。)及び補助率等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は、同表第1欄に規定する経費の支出額から対象経費に充てる寄付金その他の収入を差し引いた額と同表第2欄に掲げる基準額により算定した額を比較して小さい方の額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助額は、別表第4欄に掲げる額を上限とする。
- 2 対象経費は、交付対象者が次の各号に該当する場合を除き、消費税及び地方消費税の額を除いたものとする。
 - (1)消費税及び地方消費税の納税義務を有しない者
 - (2) 消費税簡易課税制度を選択した課税事業者

(補助金交付申請書等)

- 第4条 規則第3条の補助金の交付の申請をしようとする民間団体は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施計画書(別紙1)
 - (2) 収支予算書(別紙2)
 - (3) その他必要となる書類
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、知事が別に定める。

4 交付の申請可能な回数は、第2条第3項に定める前期活動期間と後期活動期間について、それぞれ1回とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の 決定の条件となる。

(軽微な変更)

- 第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表第1欄アに定める対象経費の額が25%以上の変更とならない区分相互間の金額の変更とする。
- 2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

- 第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1)補助事業変更計画書(別紙3)
 - (2) 変更後収支予算書(別紙4)
 - (3) その他必要となる書類
- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業 の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

- 第8条 規則第11条の規定による補助事業が完了した補助事業者は、実績報告書(様式第3号)を 知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1)補助事業実績報告書(別紙5)
 - (2) 収支精算書(別紙6)
 - (3) その他必要となる書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日(前期活動期間を補助対象期間とするものにあっては令和7年10月31日までの日、後期活動期間を補助対象期間とするものにあっては令和8年2月28日までの日)若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、知事が別に定める日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第4号)に当該 通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の規定による補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

- 第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の50パーセントの範囲内で概算払により補助金を交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の保管等)

第12条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を 受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度分の補助金について適用する。

附則

この要綱は、令和7年7月14日から施行し、令和7年7月4日以降の活動について適用する。

別表

1 対象経費	2 基	準額	3 補助率	4 補助
				上限額
ア	第2条第1号の活動(同	配布食材1セットにつき	10分の10	40万円
米以外の食材)	一世帯に対する食材配布	(ア) 米 1800円	以内	
	は、活動期間中、1月当	(イ) 米以外の食材		
	たり1回を上限とする。)	700円		
	を実施する場合			
	第2条第2号の活動を実	一食につき		
	施する場合	(ア) 米 70円		
		(イ) 米以外の食材		
		30円		
イ その他需用費	賄材料費(米及び米以外の	の食材)の1割の額と		
(消耗品費、燃料	4万円を比較して少ない方	の額		
費、印刷製本費、				
光熱水費)、役務				
費(通信運搬費、				
保管料、広告料、				
手数料)、使用料				
及び賃借料 (物品				
使用料、有料道路				
使用料、駐車場使				
用料、自動車借				
料、会場借料、機				
械器具借料)				

番 号令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名生活支援ネットワーク緊急応援事業
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 関係書類
 - (1) 事業実施計画書(別紙1)
 - (2) 収支計算書(別紙2)
 - (3) その他交付申請に必要な書類
- 4 担当者の氏名、連絡先氏名 連絡先

事業実施計画書 (活動実績説明書)

1 補助]事業者 <i>σ</i>)概要					
	事業者名						
	活動概要						
	71 33 7% 5						
活	動開始年	月	令和〇年〇月	頃か	ာ်		
消費	貴税法の過	適用	□ 納税義務なし	納税	義務あり	(を選択 🗌 簡易課税制度の選択なし)
2 補助	事業内容	字(実施で	する事業に〇を	記載し	てくだ	さい)	
	2kg以上(の米を含	む食材の配布	【詳糸	田な実施	内容は収支予	算書に記載】
	米を含む	食事の扱	是供 【詳細な智	実施内	容は収え	支予算書に記載	艾 】
3 事業	実施期間	ī.					○「日」の欄について 月に複数回実施している場合は、
• 令和	年 年	月	日から令和	年	月	日まで	代表的な日を記載してください。 〇「活動内容等」の欄について
4 概ね	11年以上	概ね月1回	回以上の活動実	績			上記の日にどの様なことをした かご記載ください。
年	月	日				活動内容等	
R6年	7月						
R6年	8月						
R6年	9月						
R6年	10月						
R6年	11月						
R6年	12月						
R7年	1月						
R7年	2月						
R7年	3月						
R7年	4月						
R7年	5月						
R7年	6月						
(注)ホームページやSNSで情報発信していない事業者は、活動実績が分かる写真やチラシ、地元の広報誌の切り抜き、新聞記事等を添付してください。 (上記の活動内容の代表的な活動の一つを添付してください)							
4 ホー	-ムペーシ	ジやSN:	S等での情報発	信			

(注)ホームページやSNSで情報発信している場合は該当ページのURLを記載してください。

収支予算書

1 収入

. 1/1/1		
項目	金額(円)	内 容
補助金		生活支援ネットワーク緊急応援事業
その他収入		自己負担など
合計		

2支				.	-					
	項目	金額(円)		内	容					
			〇配布食材セット数							
			配布人数(人)	回数(回)	配布食材総セッ	ト数(個)				
	賄材料費		〇米に係る経費(2kg当たりの価格で算出してください。) ※補助対象(注1)は、1セット当たり2kg以上で1800円以内							
				金額(円)	配布食材セット総数 (個)	金額計 (円)				
	*		米2 kg							
			〇米以外の食材に係る約 ※補助対象(注1)に	は、1セット当たり70						
				金額(円)	配布食材セット総数 (個)	金額計 (円)				
			・例)缶詰	(1.2)	\III/	(1.1)				
_			・例) カレー							
事業費			•00							
費			· 00							
			• 00							
	米以外の食材		小計							
	小計									
			※賄材料費の10%の額(円)→							
			※補助対象(注1)に	は、賄材料費の10%以	内					
					金額(円)					
	その他需用費、役務		その他需用費							
	費、使用料及び賃借 料		(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)							
			(通信運搬費、保管料、広告料、手数料) 使用料及び賃借料							
			(物品使用料、有料道路使用料、駐車場使用料、自動車借料、 会場使用料、機械器具借料)							
	小計									
	事業費計									
	補助対象経費	_								
内	補助事業者負担分	_								
訳	交付申請額(注2)									

- (注1)課税事業者(簡易課税制度を選択した者を除く。)は、消費税及び地方消費税は補助対象外
- (注2) 上限額40万円、千円未満端数は切り捨て

収支予算書

1 収入

項目	金額(円)	内	容
補助金		生活支援ネットワーク緊急応援事業	
その他収入		自己負担など	
合計			

23	. _四 項目	金額(円)		内 容					
			〇提供食数						
			提供人数(人)	回数(回)	提供延べ食数	故(食)			
	賄材料費		○米に係る経費 (70g当 ※補助対象 (注1) に						
				金額(円)	提供延べ食数 (食)	金額計(円)			
	*		米70 g						
			○米以外の食材に係る約 ※補助対象(注1) (i		円以内				
				金額 (円)	提供延べ食数 (食)	金額計(円)			
事業費	米以外の食材		米以外の食材						
~	小計								
			※賄材料費の10%の額(円)→						
			※補助対象(注1)は、賄材料費の10%以内						
				金額(円)					
	その他需用費、役務		その他需用費						
	費、使用料及び賃借 料		(消耗品費、燃料費、	印刷製本費、光熱水	費) ————————————————————————————————————	-			
			│	広告料 毛数料)					
			使用料及び賃借料	A141() 241/		-			
			(物品使用料、有料道路料、会場使用料、機械器		用料、自動車借				
	小計								
	事業費計								
	補助対象経費								
内	補助事業者負担分								
訳	交付申請額(注2)								

- (注1)課税事業者(簡易課税制度を選択した者を除く。)は、消費税及び地方消費税は補助対象外
- (注2) 上限額40万円、千円未満端数は切り捨て

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

徳島県知事 殿

住 所 氏 名 法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名

補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

(に要する経費の配分の変更 がある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 でのの変更 の中止(廃止)

の承認を受けたいので、生活支援ネット

ワーク緊急応援支援費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名生活支援ネットワーク緊急応援事業
- 2 補助金の交付の指令番号令和 年 月 日付け 徳島県指令 第 号
- 3 変更を必要とする理由 (別紙3)の事業変更理由のとおり
- 4 関係書類
 - (1)補助事業変更計画書(別紙3)
 - (2) 変更後収支予算書(別紙4)
 - (3) その他変更(中止・廃止)承認申請に必要な書類
- 5 担当者の氏名、連絡先氏名 連絡先

補助事業変更計画書

1	補助事業者にお	ける消費税法の適用(当て	てはまるものに②)
	納税義務なし		
	納税義務あり	(口簡易課税制度を選択	口簡易課税制度の選択なし)

2 事業変更の理由

3 事業変更の内容

(単位:円)

(十位・1)									
	実施内容補助					経費負担区分			
事業			補助対象経費		補助金			補助事業者	
区分							負担分		備考
	変更	変更	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
	前	後	友史則	及史极	发	友丈板	友史則	多 更极	
u.									
事業									
費									
合計									

変更後収支予算書

1 収入

項目	変更前の金額 (円)	変更後の金額 (円)	内 容 (変更後)			
補助金			生活支援ネットワーク緊急応援事業			
その他収入			自己負担など			
合計						

	項目	変更前の金額 (円)	変更後の金額 (円)	内	容 (変 更 後	:)
	賄材料費			〇米に係る経費 ※補助対象(注1)は、1セッ 購入実績見込額 (円)	配布食材セット総	800円以内 数
	米以外の食材			〇米以外の食材に係る経費 ※補助対象(注1)は、1セ・ 購入実績見込額 (円)	配布食材セット総	
事業	小計					
事業費	その他需用費、役務費、使用料及び賃借料			※賄材料費の1 ※補助対象(注1)は、賄項目 その他需用費 (消耗品費、燃料費、印刷 役務費 (通信運搬費、保管料、広使用料及び賃借料 (物品使用料、有料道路使自動車借料、会場使用料、	製本費、光熱水費) 告料、手数料) 	
	小計					
	事業費合計					
	補助対象経費					
内訳	補助事業者負担分					
١,١	交付申請額(注2)					

- (注1) 課税事業者(簡易課税制度を選択した者を除く。) は、消費税及び地方消費税は補助対象外
- (注2) 上限額40万円、千円未満端数は切り捨て

変更後収支予算書

1 収入

項目	変更前の金額 (円)	変更後の金額 (円)	内 容 (変更後)			
補助金			生活支援ネットワーク緊急応援事業			
その他収入			自己負担など			
合計						

	項目	変更前の金額 (円)	変更後の金額 (円)	内	容(変更後)	
	賄材料費			〇米に係る経費 ※補助対象(注1)は、 購入実績見込額	提供延べ食数	1食当たりの金額
	*			(円)	(食)	(円)
				〇米以外の食材に係る経費 ※補助対象(注1)は、 購入実績見込額	1セット当たり30円以内 提供延べ食数	1食当たりの金額
	米以外の食材			(円)	(食)	(円)
事業	小計					
業 _				※賄材料費の ※補助対象(注 1)は、「	<u>の10%の額(円)→</u>	
				項 その他需用費	目	金額(円)
	その他需用費、役 務費、使用料及び 賃借料			(消耗品費、燃料費、印) 役務費 (通信運搬費、保管料、		
				使用料及び賃借料 (物品使用料、有料道路 動車借料、会場使用料、	使用料、駐車場使用料、自 機械器具借料)	
	小計					
	事業費計					
	補助対象経費					
内	補助事業者負担分					
訳	交付申請額(注2)					

- (注1) 課税事業者(簡易課税制度を選択した者を除く。) は、消費税及び地方消費税は補助対象外
- (注2) 上限額40万円、千円未満端数は切り捨て

番 号 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所 氏 名 法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 生活支援ネットワーク緊急応援事業
- 2 補助金の交付の指令番号令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
 - (1)補助事業実績報告書(別紙5)
 - (2) 収支精算書(別紙6)
 - (3) その他実績報告に必要な書類
- 4 担当者の氏名、連絡先氏名 連絡先

補助事業実績報告書

1 補助事業者における消費税法の適用(当てはまるものに∠)

	納税	義務なし						
	納税	義務あり	(□簡易記	果税制度を	選択	□簡易	課税制度の選	択なし)
2		**************************************	該当する「	百日1ヶ○よ	, 記載して	ノださい	.)	
<u></u>	州奶子	·未门谷(<u> </u>	<u> </u>	. 記載して <u></u> 実施 ^ュ			
			の米を含む	 ご食材の配				
			食事の提供					
}	※注)当	該事業は	 国の交付st	 ≳を活用し	た事業と	なるため	、会計検査院の	の検査対象とな
	ŋ	ますので	、実施回数	でを延べ人	員が分かる	る書類がい	いつでも提出	できるようにし
	て	おいてく	ださい。					
3	事業実	:績						
	月		主	な事業内容	容		実施回数	延べ人員
	月							
	月							
	月							
	月							
	計							
4	その他	」(事業	実施状況な	が確認でき	: るものを	添付する	こと)	
	※写真の	場合は代表的	的な実施状況	を 3 ~ 4 枚を	:枠内に貼り1	付けてくだ	さい。ホームページ	ジやインスタグラム
	などのS	NSで情報	発信をしてい	る場合は、該	ちょうしょう	URLをご	記入ください。	

収支精算書

1 収入

項目	交付決定時の額 (円)	精算額 (円)	内容(精算)
補助金			生活支援ネットワーク緊急応援事業
その他収入			自己負担など
合計			

	項目	交付決定時の額 (円)	精算額 (円)	内	容(精 算	.)
	賄材料費			〇米に係る経費			
				※補助対象(注1)は	、1セット当たり2	kg以上で	1800円以内
				購入実績額 (円)	配布食材セット	〜総数 (個)	1セット当たりの金額 (円)
	*						
				根拠となる領収書やレ	シートのコピーを	添付して	ください
				購入量 (kg)	配布食材セット	ト総数 (個)	単位配布量 (g) ———————————————————————————————————
事業費							
				※補助対象(注1)は	、1セット当たり7	/00円以内	1
				購入実績額 (円)	配布食材セット	〜総数 (個)	1セット当たりの金額 (円)
	米以外の食材						
				根拠となる領収書やレ	シートのコピーを	添付して	:ください
	小計						
				<u>※賄材料費</u>	010%の額(円)→	<u> </u>	
				※補助対象(注1)	は、賄材料費の10	%以内	
]	項目		精算金額(円)
	その他需用費、役務			その他需用費			
	費、使用料及び賃借料			(消耗品費、燃料費、	印刷製本費、光熱	水費)	
				役務費			
				(通信運搬費、保管料	、広告料、手数料	.)	
				使用料及び賃借料			
				(物品使用料、有料道料、自動車借料、会場			
				根拠となる領収書やレ	シートのコピーを	添付して	ください
	小計						
	事業費計						
	補助対象経費			-			
内	補助事業者負担分						
訳	交付決定額(注2)						

- (注1) 課税事業者(簡易課税制度を選択した者を除く。) は、消費税及び地方消費税は補助対象外
- (注2) 「交付決定額」は、変更交付決定を受けたものについては、最終変更後のものを記載すること。

収支精算書

1 収入

項目	交付決定時の額 (円)	精算額 (円)	内 容 (精 算)
補助金			生活支援ネットワーク緊急応援事業
その他収入			自己負担など
合計			

	項目	交付決定時の額 (円)	精算額(円)	P	内 容 (精 算)
	 賄材料費			 ○米に係る経費		
)は、1食当たり70円以内	
				購入実績額 (円)	提供延べ食数 (食)	1食当たりの金額 (円)
	米					
				根拠となる領収書や	L レシートのコピーを添付してく	ださい
				購入量(kg)	提供延べ食数(食)	単位配布量(g)
				〇米以外の食材に係る	る経費	
				※補助対象(注1))は、1食当たり30円以内	
				購入実績額 (円)	提供延べ食数 (食)	1食当たりの金額 (円)
_	米以外の食材					
事業				根拠となる領収書や	レシートのコピーを添付してく	ださい
費	小計					
				*	賄材料費の10%の額(円)→	
				│ │ ※補助対象(注1)) は、賄材料費の10%以内	
					項目	精算金額(円)
	その他需用費、役			その他需用費		
	務費、使用料及び賃借料			(消耗品費、燃料費、	、印刷製本費、光熱水費)	
	X 10 11			投務費		
				(通信運搬費、保管	料、広告料、手数料)	
				使用料及び賃借料		
				(物品使用料、有料 自動車借料、会場使	道路使用料、駐車場使用料、 用料、機械器具借料)	
				根拠となる領収書や	レシートのコピーを添付してく	ださい
	小計					
事業費計						
	補助対象経費					
内	補助事業者負担分					
訳	交付決定額(注2)					

- (注1)課税事業者(簡易課税制度を選択した者を除く。)は、消費税及び地方消費税は補助対象外
- (注2) 「交付決定額」は、変更交付決定を受けたものについては、最終変更後のものを記載すること。

補助 金請求書

請求日 令和 年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

請 求 者 住 所

氏 名 (団体名及び代表者名)

									Ш
		1				i			; H
		i i				i .		i	
右の金額を	請求	1				1			
□石の金額を	日日づく	1				1		1	ı
津 41 キキ	人 安古	1		!		!		!	!
請求します。	金額					!			
1117 7 2 0 7 0			1		I		1		

	摘	
補助事業名	生活支援ネットワーク緊急応援事業	
補助指令金額		
補助指令年月日		
補助指令番号	徳島県指令 第 号	
	既受領額	
補 助 額	今回請求額	
	残 額	
請求区分	精算	

口座振込先 金融機関名 ()	店舗名()
預金種別(1普通 2当座 9その他)	
口座番号	(右づめ)
口座名義 (カタカナ書き) ()

発行責任者及び担当者		
発行責任者	(連絡先)
担当者	(連絡先)

補助金請求書

請求日 令和 年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

請 求 者 住 所

氏 名 (団体名及び代表者名)

右の金額を 請求します。 金額					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	円
-----------------------	--	--	--	--	---	---	---

	摘			要	
補助事業名	生活支援ネ	ットワーク緊	急応援事業		
補助指令金額					
補助指令年月日					
補助指令番号	徳島県指令	第	号		
概算払が必要な 理由					
	交付決定額				
補 助 額	今回請求額				
	残 額				
請求区分	概算				
口座振込先 金融機関名(預金種別(1普	· 通 2 当座) 9その他)	店舗名()
口座番号			(右づめ)		
 口座名義(カタ (カナ書き))	

発行責任者(連絡先担当者(連絡先